



地域包括支援センター

せいふ耳寄り情報 Vol.48

■ 早めの相談で安心した生活を

最近、こんなことはありませんか？

- ・契約書など内容がわからないままサインしてしまいそうで不安
- ・預貯金等の管理が難しく感じるようになってきた
- ・郵便物の管理や手続きができにくくなってきた
- ・保険証や通帳・印鑑・鍵などを失くして困ることが増えた
- ・メールの内容がよく理解できず振込するのが心配
- ・セールスや勧誘を断わりきれず、相談できないままお金を支払ってしまったことがある



判断能力が低下しているかもしれません

物忘れなどで判断能力が低下していることから、**生活上の管理ができなくなっている**かもしれません。

不安を感じながら、どうしたらいいかわからないまま生活を続けていると、不安や心配ごとにつけ込んだ悪徳商法や強引なセールスの被害に遭いやすい傾向にあります。



そんなとき、**後見制度が法律的な被害から守ってくれます。**

生活環境と財産をしっかりと守るためには

判断力の低下した高齢者などが、**安全で快適な生活を維持していくために「成年後見制度」という仕組み**があります。

判断力が落ちて、自分ひとりの力では通常の生活が困難になったときに、後見人を付けて支えてもらう仕組みで、**誰もが、自由にかつ安全に利用できるよう、法律で守られている制度**です。

成年後見制度には、家庭裁判所に申し立てる「法定後見制度」と、ご自身が信頼できる人を選ぶことができる「任意後見制度」があります。



「成年後見制度」についての相談窓口

鶴見区西部地域包括支援センター

☎06-6913-7878

大阪弁護士会「ひまわり」

☎06-6364-1251

リーガルサポートおおさか(司法書士)

☎06-4790-5656

コスモス成年後見サポートセンター(行政書士)

☎06-6943-7517

相談センター「ぱあとなあ」(社会福祉士)

☎06-4304-2727



「相談したいけど、知らないところには電話をかけにくい」

という方は、**まずは地域包括支援センターにご相談ください**